

策定年度 (策定年月日)	昭和47年度 (昭和47年4月25日)
変更年度 (変更年月日)	平成31年度 (平成31年4月1日)
計画期間	平成31年度(2019) ～平成35年度(2023)

長野県飯山地区

産業の導入に関する実施計画書(案)

(計画変更)

平成31年4月

長野県飯山市

目 次

前文	1
第1 産業導入地区の区域	3
1. 産業の導入に関する実施計画の取組状況と課題	
2. 産業導入地区の名称	4
3. 産業導入地区の所在、地番、面積等	5
4. 産業導入地区の農業振興地域及び農用地区域の指定面積	5
5. 地域開発、土地利用計画諸法との関係	6
第2 導入すべき産業の業種及びその規模	9
1. 導入すべき産業の業種	9
2. 導入すべき産業の規模	11
第3 導入される産業への農業従事者の就業目標	12
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	13
1. 農家、農業就業者及び認定農業者の見通し	13
2. 認定農業者の育成	13
3. 農用地の流動化の促進、認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向	17
4. 生活環境整備の方向	17
第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	18
1. 施設用地と農用地等との利用の調整方針	18
2. 関係部局との調整方針	19

第6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	20
1.	産業基盤の整備	20
2.	定住等及び地域間区流の条件	20
第7	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	21
1.	労働力の需給の調整	21
2.	農業従事者の産業への就業の円滑化	21
第8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	22
1.	担い手の育成・確保	22
2.	農業生産基盤及び農業施設の整備	22
第9	その他必要な事項	23
1.	環境の保全等	23
2.	農村地域の活力の維持増進への配慮事項	23
3.	過疎地域等へ配慮	23
4.	農業団体等の参画	23
5.	関係部局間の十分な連携	23
6.	企業への情報提供等	24
7.	遊休地解消に向けた取組	24
8.	撤退時のルールについて	24
9.	実施計画のフォローアップ体制の確保	24
10.	計画策定の留意事項	25

前 文

飯山市は、県都長野市の北方 30km、長野県の最北部に位置し、西北部は新潟県に接し、斑尾、黒岩、鍋倉など関田山脈の山々がそびえ、ふもとの高原には美しい湖沼が点在しています。

また、付近一帯は国内において有数の豪雪地帯として知られ、東部には三国山脈が走り、市の中央を千曲川が南北に流れ、この沖積平野に飯山盆地が広がって南北 25km に及ぶ細長い地形をなしています。

さらに平成 27 年（2015）3 月には、市民の悲願であった北陸新幹線飯山駅の開業により、首都圏・関西圏などへの時間的距離が飛躍的に短縮され、新しい時代の幕が開き 4 年が経過しました。ウィンターシーズンには、国内をはじめオーストラリア、アジアなど海外からも大変多くの観光客が新幹線を利用して訪れ、その効果が着実に現れてきています。

さて、本市農業の特徴は、日本有数の豪雪地域ゆえに、古くから水稲単作を主体に発展してきました。また近年では、施設栽培による菌茸類の生産、また、グリーンアスパラガス等の野菜、地域ブランドを活かした畜産、シャクヤク等の花卉など多様な生産品目による農業が展開されています。

また、昭和 30 年代前半からスキー観光の受皿として全国に先駆けて始められた農家民宿については、営農形態の一つとして発展してきましたが、冬期間のスキー客の落ち込みをカバーするために年間を通じた経済活動を展開できるグリーンツーリズム（アグリツーリズム）へと形態を変えてきています。

本市では、農業就業人口が大きく減少するなかで農業者の深刻な高齢化にも直面し、販売農家戸数も減少してきています。このため現在、国の補助事業を活用した用水路などのインフラ整備を進めるとともに、集落営農組織・法人の育成や、農地集積などの取り組みを地域と行政、JA が一体となって推進しています。

しかしながら、今後も農業就業人口の減少が進むと想定される中では、耕作放棄地の増加や、集落機能を維持することが困難になることが予想されます。

農地（特に水田）保全のためには農地集積による集約化だけではなく、新たに農業経営を始める新規就農者や新規雇用就農者、自家菜園を始める移住・定住者など、農業に携わる人口を増加させることも必要となっています。

米価格の漸減が続いていることに加えて、野菜は産地間競争の激化、菌茸は大手企業参入や産地間競争・生産過剰による価格低迷など、飯山市の農業生産額は平成 3 年の約 160 億円をピークに減少傾向にあります。農業所得の減少は農家経営を圧迫し、生産意欲の減退や離農の加速が危惧されるとともに、後継者世代や定年帰農、UI ターンなど新規就農者の就農意欲の低下が懸念されます。

このような現状に対し、農業生産基盤の強化に取り組む必要があり、集落営農組織・法人など地域農業の担い手育成、次世代を担う後継者などへの円滑な経営継承、UI ターンや定年帰農による新規就農の推進、新規就農者に対する農業技術研修などが挙げられます。特に、新規就農者の確保・育成・定着に向けた取り組みを強化することによって、集落の

人口減少に歯止めをかけ、集落機能の強化・活性化をはかることも喫緊の課題となっています。

このような中、市内に産業の導入を促進することにより地元での就業機会を増やし、兼業農家、規模縮小農家や、市外からの移住者、地域の障害者等に幅広く安定した就業の場を確保します。

これにより、農地の利用集積による集約化の推進、農地の持つ多面的な機能・資源の維持、耕作放棄地の減少、農業の担い手の育成や確保を図ります。そして、農業と産業の均衡ある発展を目指し、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」第5条の規定に基づき、産業の導入に関する実施計画を定めます。

なお、この実施計画の計画期間は、平成31年度（2019）4月から5年間とし、平成35年度（2023）を目標年度とします。

第1 産業導入地区の区域

1. 農村地域工業等導入実施計画の取組状況と課題

飯山市では、昭和47年に「長野県木島地区農村地域工業等導入実施計画」を策定し、昭和49年の計画変更により「長野県長峰地区農村地域工業等導入実施計画」を追加、さらに平成5年計画変更では、新たに戸狩工業団地を追加し、金属製品製造業及びプラスチック製品製造業を新たに導入すべき業種と定め、合わせて木島工業団地の拡張を行いました。

このような中、計画に基づく各種の施策等を講じた結果、現在19社が立地し、約1,200名の就業者を雇用するなど、農家世帯員等の安定的な就業機会の創出、兼業農家の工業等への就業、地域への定住、農業、農村の維持につながるなど一定の成果を上げてきました。

しかしながら、さらに本市農業の課題に対応していくためには、本市の工業等導入地区への企業誘致を推進し安定的な就業の場を確保する必要があります。

このため、企業の立地ニーズを踏まえ、新たな導入すべき業種を追加する必要があります。

また、平成5年に拡張された木島工業団地は、拡張された地域について、社会・経済の環境変化、市の状況変化に伴い、産業導入地域の整理を行う必要があります。

については、この状況に対応する為に、次のように実施計画の変更を行います。

(1) 新たな業種の追加

平成29年6月、実施計画の根拠法である農村地域工業等導入促進法が改正され（改正後の法律の名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」）、対象業種の限定の廃止など内容が改められたことから、改正後の法律に基づいて実施計画の内容を改める。具体的には、対象業種について長野県基本計画に基づき、飯山市実施計画において新たに追加を行う。

(2) 産業導入地区内の整理

平成5年に実施計画を変更し拡張された木島工業団地は、拡張された地域について、社会・経済の環境変化、市の状況変化に伴い、地区内の対象地域の整理を行う。

2. 産業導入区域の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備考
飯山地区	木島工業団地	変更
	長峰工業団地	継続
	戸狩工業団地	継続

3. 産業導入地区の所在、地番、面積等

(1) 木島工業団地 整理後

所在地 長野県飯山市大字木島字新川原 474 番地 4 他 209 筆

面積 226,907.81 m²

(2) 長峰工業団地 変更なし

所在地 長野県飯山市大字寿字西長峰 41 番地 1 他 391 筆

面積 225,086 m²

(3) 戸狩工業団地 変更なし

所在地 長野県飯山市大字常盤字堀切 3,347 番地 1 他 9 筆

面積 68,548.73 m²

※整理後の木島工業団地の地番については、参考資料 1 「産業導入地区の所在、地番、面積一覧表」のとおり

4. 工業等導入地区の地目別面積

(1) 産業導入地区の地目別面積

(単位：㎡)

地区名	団地名	農地等					計
		田	畑			採草地・放牧地	
			普通畑	樹園地	草地		
飯山	木島		(61,866) 10,682.41	(2,489) 0			(64,355) 10,682.41
飯山	長峰		58,697				58,697
飯山	戸狩						0

団地名	宅地その他						合計
	宅地	うち工業用地等	山林	原野	その他	小計	
木島	(94,241) 173,812.71	(90,618) 169,667.81		747	(20,124.32) 41,665.69	(114,365.32) 216,225.40	(178,720.32) 226,907.81
長峰	88,988	81,862	25,781	12,120	39,500	166,389	225,086
戸狩	44,720.51				23,828.22	68,548.73	68,548.73

注：() 内は変更前

木島工業団地は、変更後の計画では、土地の現況に合わせ整理を行ったため、面積の変更が生じた。

5. 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(木島団地)

(1) 地域開発法等の指定

1	低開発地域工業 開発地区	2	首都圏整備法 (既成市街地等)	3	近畿圏整備法 (既成都市区域等)	4	中部圏開発整備法 (都市開発区域)
5	振興山村指定地域	⑥	過疎地域	⑦	農振地域	⑧	工場適地 (44年7月指定)
⑨	工場適地調査地 区(全部)	10	都市計画 (線引)	⑪	都市計画 (非線引)	⑫	地域未来投資促進法 (促進区域)
13	地域未来投資促進法 (重点促進区域)	14		15		16	

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
①	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域	非線引都市 計画区域	都市計画区域外	都市計画無
1	②	3	4

(用途区分)

工 専	工 業	準 工	特 工	未指定	調 整
①	2	3	4	5	6

(長峰団地)

(1) 地域開発法等の指定

1	低開発地域工業 開発地区	2	首都圏整備法 (既成市街地等)	3	近畿圏整備法 (既成都市区域等)	4	中部圏開発整備法 (都市開発区域)
5	振興山村指定地域	⑥	過疎地域	⑦	農振地域	⑧	工場適地 (48年 月指定)
⑨	工場適地調査地 区(全部)	10	都市計画 (線引)	11	都市計画 (非線引)	⑫	地域未来投資促進法 (促進区域)
13	地域未来投資促進法 (重点促進区域)	14		15		16	

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域	非線引都市 計画区域	都市計画区域外	都市計画無
1	2	③	4

(用途区分)

工 専	工 業	準 工	特 工	未指定	調 整
1	2	3	4	5	6

(戸狩団地)

(1) 地域開発法等の指定

1	低開発地域工業 開発地区	2	首都圏整備法 (既成市街地等)	3	近畿圏整備法 (既成都市区域等)	4	中部圏開発整備法 (都市開発区域)
5	振興山村指定地域	⑥	過疎地域	⑦	農振地域	⑧	工場適地 (4年3月指定)
⑨	工場適地調査地 区(全部・一部)	10	都市計画 (線引)	11	都市計画 (非線引)	⑫	地域未来投資促進法 (促進区域)
13	地域未来投資促進法 (重点促進区域)	14		15		16	

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域	非線引都市 計画区域	都市計画区域外	都市計画無
1	2	③	4

(用途区分)

工 専	工 業	準 工	特 工	未指定	調 整
1	2	3	4	5	6

(4) その他

①都市計画法

都市計画区域指定	昭和25年	6月23日
用途地域指定	昭和48年	3月31日
特別用途地区（特別工業地区）	昭和54年	6月30日
都市計画区域変更	平成25年	1月17日
用途地域変更	平成27年	4月 6日

②農地転用に関する調整結果

③農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域指定	昭和45年	3月30日
農業振興地域整備計画策定	昭和46年	2月25日
農業振興地域整備計画変更（総合見直し）	平成 9年	6月12日
農業振興地域整備計画変更（農振除外）	平成29年	11月13日

④農業土地基盤整備事業の実施状況について

（参考資料2）

⑤周辺地域における主要既存企業の立地状況について

（参考資料3）

⑥立地条件表

（参考資料4）

⑦産業導入地区の区域の設定の考え方

新たな区域の設定はない。

第2 導入すべき産業の業種及び規模

平成34年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

1. 導入すべき産業の業種

日本標準産業分類			
大	中	小	番号
A 農業、林業	農業	野菜作農業※	113
E 製造業	家具・装備品製造業	宗教用具製造業	132
		建具製造業	133
	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	プラスチック形成材料製造業(廃プラスチックを含む)	185
	窯業・土石製品製造業	セメント・同製品製造業	212
	鉄鋼業	表面処理鋼材製造業	224
	金属製品製造業	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	244
	生産用機械器具製造業	その他の生産用機械・同部分品製造業	269
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	281
		電子部品製造業	282
		電子回路製造業	284
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	285
	電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	292
情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301	
	電子計算機・同附属装置製造業	303	
H 運輸業、郵便業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	441
		特定貨物自動車運送業	442
		貨物軽自動車運送業	443
		集配利用運送業	444
	倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	471
	運輸に付帯するサービス業	こん包業	484
I 卸売業、小売業	各種商品卸売業	各種商品卸売業	501
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業	521
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	石油・鉱物卸売業	533

※今回新たに位置づける業種

(2) 選定理由

導入業種の選定理由及び業種選定にあたっての考え方は以下のとおりである。

ア 業種の選定理由

[農村地域工業等導入促進法に引き続き、実施計画に位置付ける業種]

- ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

既に実施計画に記載されている業種であり、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、農業と関連した食品製造業や農業関係機械の生産、資材の円滑な流通等に寄与していることから、引き続き選定する。

[新たに実施計画に位置付ける業種]

- ・農業（農業用施設の整備を伴うもの）

農業用の施設を整備することにより、周辺地域の農地で栽培された農産物を効率的に集荷、出荷準備を行い、安定した農業経営や農業の生産性の向上、多様な担い手の確保が期待されることから、新たに選定する。

イ 業種選定にあたっての考え方

- ・雇用構造の高度化に資すること

産業の導入により、より生産性の高い産業部門への労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われ、農村地域に住む農業者や地域住民の希望、能力に従った就業により所得の向上が期待されるよう配慮する。

- ・安定した就業機会が確保されること

産業導入地区において常用雇用者が常駐すること等、安定的な就業機会及び雇用の質が確保される業種を選定することとする。また、雇用創出効果に比べて広大な施設用地を要する等、農業と導入産業の均衡ある発展が保たれないものについては、地域の実情を踏まえた上で、極力選定しない。

- ・地域内発型産業等の導入を推奨すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。

- ・公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られていること

産業の導入により、周辺地域における他産業の事業環境や住民の生活環境に影響が生じないように、当該業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認する。やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合は、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすことにならないよう、特に留意する。

2. 導入すべき産業の規模

(1) 導入すべき産業の規模の概要

地区名	団地名	計画面積			雇用期待従業員数(人)	経済上の規模
		工業用地等の面積(m ²)	公共施設用地面積(m ²)	計(m ²)		工場出荷額等(百万円)
飯山	木島	155,000	23,720.32	178,720.32	1,080	40,000
飯山	長峰	150,000	75,086	225,086	210	15,000
飯山	戸狩	68,548.73	0	68,548.73	0	0

(2) 新たに導入する業種の規模の詳細

団地名	業種	計画面積			雇用期待従業員数(人)	経済上の規模
		工業用地等の面積(m ²)	公共施設用地面積(m ²)	計(m ²)		工場出荷額等(百万円)
木島	農業	2,000	0	2,000	27	95
	合計	2,000	0	2,000	27	95

注：木島工業団地内において新たに農業1事業所を予定。

第3 導入される産業への農業従事者の就業目標

導入される工業等に、平成34年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は次のとおりとする。

（ ）内は変更前

地区名	団地名	農業従事者の 就業の目標（人）	雇用期待従業員数に対する 農業従事者の割合（％）
飯山	木島工業団地	(448)	(40.5)
		440	40.7
飯山	長峰工業団地	80	38.5
飯山	戸狩工業団地	0	0

注：木島工業団地内において新たに農業1事業所を予定。

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

工業の導入と相まって平成34年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1. 農家、農業就業者及び認定農業者の見通し

(以下資料：農業センサス)

区 分	農 家 戸 数			計 (戸)	農家 人口 (人)	農業就業者数 (人)		認定農 業者数 (人)
	専業 農家 (戸)	1種兼 業農家 (戸)	2種兼 業農家 (戸)			農業専 従者数		
平成27年度 (現況)	361	120	698	1,179	4,368	3,041	1,103	134
平成34年度 (目標)	362	115	650	1,127	4,250	3,000	1,000	170

注：1. 農家戸数、農家人口、農業就業者数の現況は平成27年農林業センサス（販売農家のみ）による。農業専従者数は基幹的農業従事者数。

2. 認定農業者の育成

(1) 認定農業者の経営規模（単位：人、ha、頭）

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式
水稻（個人） (状況に応じて他 品目等との複合 経営が望ましい)	移植 13	育苗施設、乗用トラクター、側条施肥田植機、動力散粒機、自脱型コンバイン等
野菜	アスパラガス（長期） 露地 1.2	乗用トラクター、自走式スプレヤー、選別機等
	ズッキーニ（春・秋）延1 50aを春と秋に作付	育苗ハウス、乗用トラクター、畝立てマルチャー、ブームスプレヤー等
	キュウリ（夏秋） 露地 0.2	乗用トラクター、動力噴霧機、管理機等
	アスパラガス（長期） 露地 1 ジュース用トマト 0.3	乗用トラクター、定植機、自走式スプレヤー、選別機等
菌茸	えのきたけ（周年）	栽培舎、作業場、栽培舎空調設備、ミキ

(状況に応じて 他品目等との複 合経営が望まし い)	45万本(15万本×3回転)	サー、詰め機、高圧殺菌回転釜、自動接 種機、菌掻き機、熱交換器一式、加湿器、 包装機、ふるい機、チェーンコンベア、 掻き出し機、フォークリフト、ホイロー ローダー等
	ぶなしめじ(周年)	
	60万本(24万本×2.5回転) なめこ(周年)21万本 (7万本×3回転)	
畜産	養豚(一貫) 繁殖雌24頭	繁殖豚舎、肥育豚舎、堆肥舎、飼料タン ク、給餌機、フロントローダー等
	酪農(飼料購入型) 経産牛20頭	畜舎、育成舎、堆肥舎、飼料タンク、フ ロントローダー、バルククーラー等
	肉牛(肉牛専用種) 年出荷36頭	畜舎、育成舎、堆肥舎、飼料タンク、粗 飼料庫、フロントローダー等
	採卵鶏 12,000羽	育成舎、成鶏舎、鶏糞乾燥場、飼料タン ク、給餌機、自動集卵機、フロントローダ ー等
花き	ヒペリカム露地0.5 シャクヤク露地0.4	乗用トラクター、動力噴霧機、管理機 等
	リンドウ露地0.5	乗用トラクター、防除機、畔立て機、フ ラワーバインダー等
	コギク露地0.7	乗用トラクター、防除機、フラワーバイ ンダー等
水稲+野菜又は 花き	水稲7.5 アスパラガス(長期) 露地0.5	乗用トラクター、自走式スプレヤー、選 別機、育苗施設、側条施肥田植機、動力 散粒機、自脱型コンバイン等
	水稲3 きゅうり(夏秋)露地0.15	乗用トラクター、動力噴霧器、管理機、 育苗施設、側条施肥田植機、動力散粒機、 自脱型コンバイン等
	水稲5 水稲(作業受託)5 ヒペリカム0.5	乗用トラクター、防除機、畦立てマルチ ャー、育苗施設、側条施肥田植機、動力 散粒機、自脱型コンバイン、動力噴霧機、 管理機等
菌茸+野菜	えのき茸(周年)12万本 (4万本×3回転) きゅうり(夏秋)0.15	エノキタケ栽培設備一式、乗用トラクタ ー、動力噴霧機、管理機等
農家民宿	農家民宿 水稲1.0 野菜1.0	乗用トラクター、田植機、管理機、自脱 型コンバイン等 農業・自然体験の提供、地域食材を使用 した郷土食提供等

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲（組織経営体）（状況に応じて他品目等との複合経営が望ましい）	移植 10 直播 10	育苗施設、乗用トラクター、側条施肥田植機、打込点播機、コーティングマシン、動力散粒機、自脱型コンバイン等 乾燥・調整は、JAカントリーエレベーターを利用又はミニライスセンターを装備し独自販売 農作業の機械化を一層進め、省力化軽度化を図る。
水稲（集落型50ha）（状況に応じて他品目等との複合経営が望ましい）	移植 20 直播 30	
水稲（集落型100ha）（状況に応じて他品目等との複合経営が望ましい）	移植 40 直播 60	
オペレータ型集落営農	水稲 30ha （移植 20ha、直播 10ha） 小麦 10ha	乗用トラクター 側条施肥田植機 打込点播機 自脱型コンバイン等

(2) 認定農業者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地 面積 ①	認定農業者への農用地の利用集積面積					計 ②	認定農業者 への利用集 積率 (%) ②/①
		所有 面積	所有権 移 転	利用権 設 定	農作業 受 託			
平成27年度 (現在)	3,610	219	—	606	70	895	24.8	
平成34年度 (目標)	3,610	319	—	806	500	1,625	45.0	

(3) 認定農業者を中心とする生産組織の育成

当市は、水稻を主体とした土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想されるため、担い手を認定農業者、認定新規就農者（認定就農者含む）及び集落営農組織と位置づけ、地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」に基づき、担い手育成及び担い手への農地の利用集積を推進することとする。

平成29年に変更した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、営農類型を12に分類し、それぞれに設定している経営指標を達成する農業者（認定農業者）に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積が目標に達成するよう以下の施策を行う。

①利用権設定等促進事業

認定農業者に農地を集積するよう、地域の人・農地プランで将来を見据えながら、農地中間管理機構などを活用し、農用地の利用集積を誘導し、経営規模の拡大による生産コストの縮減を図る。

②農地中間管理事業の実施を促進する事業

県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって事業を進めるとの合意形成が行われるよう、普及啓発活動等を行う。

④農用地利用改善事業の実施を促進する事業

地域関係農業者等が行う作付地の集団化と委託を含む農作業の効率化の促進を図る。

⑤委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3. 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

(1) 農用地の集積・集約化の推進

認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、一方で耕作放棄地の面積は年々増加傾向にある。

このため、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるために、担い手に農地の流動化を図る。今後は各地区の「人・農地プラン」に基づき、担い手への農地集積・集約及び、農地中間管理事業を有効に活用し促進する。

(2) 認定農業者等の育成

飯山市農業再生協議会が中心となり、関係機関と連携を図りつつ、担い手の育成確保を推進するとともに、担い手に対して集中的な支援を展開する。

平成14年から旧飯山市農業センター（現飯山市農業再生協議会）により認定農業者の農繁期における労働力の補完と非農家の農業体験を目的として「てんだい倶楽部」を立ち上げ、認定農業者に対して短期農業ヘルパーの派遣を行っている。

認定農業者制度の普及啓発や各種研修等経営改善のための施策をさらに充実させるとともに、新たな認定農業者の掘り起こしや、次の認定農業者たる新規就農者に対する支援についても一層の充実を図る。

(3) 農業経営の法人化の方向

地域農業を担う個別経営体、1戸法人、複数戸法人、さらに集落営農組織や集落法人、受託組織など様々な形態や組み合わせの中から、地域特性を踏まえた組み合わせを関係者自らが選択し、飯山市農業再生協議会としてその枠組みや組織化をサポートし、経営効率化や法人化等を支援していく。

飯山市農業再生協議会地区農業再生センターにおいて、担い手農家の育成や集落営農組織、農用地利用集積活動をコーディネートする団体等の組織化を集中的に展開する。

4. 生活環境整備の方向

農業経営者の確保と認定農業者の育成を図るためにも、若年層を中心とする定住者のための生活環境の整備が重要である。そのための対策として福祉医療費の対象を拡大し安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進や、仮称飯山市子ども館の建設を進めている。

また、北陸新幹線飯山駅周辺への商業施設の誘致、移住者の住宅建設や中古住宅購入といった住宅取得への補助及び既存の空き家活用に対する補助、市内の医療機関に医師として従事しようとする者に対する医学生奨学金支援などの施策を通じて、自然と共生する豊かな暮らしを実感できる地域づくりを進める。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1. 過去に造成された工業団地等の活用可能性

既存の産業導入地区3地区では、工業団地内に未活用の土地が存在しているため、まず、この既存産業導入地区の遊休地を優先して活用する。

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

今回の変更では、新たに産業導入地区の区域として設定する土地は無い。

(2) 周辺の土地の農業上の効率且つ総合的な利用に支障が生じないようにすること。

今回の変更では、新たに産業導入地区の区域として設定する土地は無い。

(3) 面積規模が最小限であること。

今回の変更では、新たに産業導入地区の区域として設定する土地は無い。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成等）を実施した農用地を含めないこと。

今回の変更では、新たに産業導入地区の区域として設定する土地は無い。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

今回の変更では、新たに産業導入地区の区域として設定する土地は無い。

2. 関係部局との調整方針

今回の変更において、飯山市農業委員会や都市計画担当部署（まちづくり課）との調整を実施し、飯山市農業振興計画、人・農地プランとの整合性も図っている。

第6 農村地域に導入される産業に用に供する施設の整備に関する事項

1. 施設用地の整備

【木島工業団地】 産業導入済み

【長峰工業団地】 産業導入済み

【戸狩工業団地】 産業導入済み

2. 定住等及び地域間交流の条件の整備

農村地域における定住等及び農村の地域資源を活用した都市農村交流等の地域間交流等を進めるため、市は、移住者及び若年者向け等の市営住宅の整備を進めていく。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1. 労働力の需給の調整

産業導入地区への労働力の需要に対しては、飯山職業安定所、きたしなの職業安定協会等との連携を図り、安定就業の促進を図る。

また、農福連携を推進し、関係各課と協力して地域の農業に係る労働力需給の調整を図る。

2. 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

導入産業への農業従事者や、障がい者の円滑な就業を促進し、また、地域との交流等推進するため次の事業の実施に努める。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の事業や職業内容等、雇用に関する情報を収集し、関係する機関と連携しながら、農業従事者、障害者等への情報提供に努める。

(2) 導入産業への就業促進

関係する機関と連携しながら、農業従事者、障がい者、地域住民、市への移住者等が希望及び能力に応じて導入産業に就業できるように努め、安定した雇用の確保を促進する。

(3) 職業能力開発等の推進

導入された産業への円滑な就業を図るため、農業従事者、障がい者等がその就労希望及び技能に応じて就業できるよう、農協組織、公共職業安定所、市農業委員会等と密接な連携する。また、企業において雇い入れた農業従事者、障がい者等が技術の修得、人材育成、自己啓発等の能力開発が持続的に行われるよう援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1. 担い手の育成・確保

当市においては、今後更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想されるため、担い手を認定農業者、認定新規就農者（認定就農者含む）及び集落営農組織と位置づけ、地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」に基づき、担い手育成及び担い手への農地の利用集積をさらに推進していく。

認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、平成29年3月に変更した飯山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、それぞれに設定している経営指標を達成する農業者（認定農業者）に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積を進められるようさらに推進していく。

2. 農業生産基盤及び農業施設の整備

工業等の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分	事業種類	事業の概要	事業主体	受益面積	事業費	事業年度	備考
農地中間管理機構活用型	団体営土地改良事業	農業生産性の向上を図るための基盤整備	下水内中部土地改良区	141.1 ha	140,000 千円	H29～31	農地耕作条件改善事業により用排水路の改修を行い、農地中間管理事業による集積・集約化を推進する
用排水施設等整備事業	農村地域防災減災事業	農業生産性の向上を図るための基盤整備	長野県	141.1 ha	500,000 千円	H28～32	農村地域防災減災事業により用排水路の改修を行い、頻発する豪雨災害を防止する

第9 その他必要な事項

1. 産業の導入に伴う公害の防止に関する事項

- (1) 導入する企業に対しては、公害関係法令等の遵守はもとより、公害防止等に関する協定の締結、公害防止施設の設置、緑化の推進やリサイクルの推進など、環境保全のための取組を推進するよう市として積極的に指導する。
- (2) 工業排水は工業用排水路へ放流するよう指導する。
- (3) 導入企業より排出される廃棄物は、二次公害を未然に防止するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理されるよう指導する。
- (4) 地域環境の保全にあたり、水質管理、騒音対策がなされるよう指導する。
- (5) 上記(1)から(4)について、企業導入後においても、公害の防止に関する取組みが厳正かつ適切に執り行われるよう、市は、導入企業に対して適宜必要に応じて立入調査等を行うことにより指導監督する。
- (6) その他生活環境を損なう恐れのあるものについては、防止対策の整備を立地の条件とする。

2. 農村地域の活力の維持増進への配慮事項

農村地域の活力ある地域社会の維持のため、農村地域からの若年層の流出や高齢化の進行を食い止めるため、若年者の地元就職や、UIJ ターン等の移住希望者へ積極的に情報提供を行う。また、移住者、若年者対象の市営住宅整備等を進め、安定的な雇用の確保を推進する。

3. 過疎地域等への配慮

当市は、全地域が過疎地域に指定されており、飯山市過疎地域自立促進計画に基づく施策との連携を積極的に図り、円滑な事業実施が図られるように努める。

4. 農業団体等への参画

実施計画の策定にあたり、農業団体、商工業団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置について、円滑な実施が図られるよう協議、協力体制を構築し、産業の導入後も企業が円滑に定着できるよう努める。

5. 関係部局間の十分な連携

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深めるため、企業、市、農業団体、商工業団体、福祉団体、教育機関等との連絡調整体制を整備する。

また、市においては、商工部門、農林部門、福祉部門の担当を中心に関係部局で情報共有、施策の推進に努める。

6. 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報及び企業に対する市の支援措置等について、企業等に積極的に情報提供し、産業導入地区への産業の導入、企業の進出についてのあっせん活動を推進する。

また、市外への情報提供を効果的に行うために、農村地域産業導入支援施策活用窓口、一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等を活用する。

7. 遊休地解消に向けた取組

当市の産業導入地区内においては、あっせん可能な土地が存在しているため、引き続き企業誘致活動を行い、当該土地の優先的な活用が図られるよう努める。

8. 撤退時のルールについて

企業の撤退がないよう努めるが、将来において経済事情の変化やその他やむを得ない事情により立地企業が撤退する場合、撤退に関する情報を速やかに市へ報告するものとする。撤退した場合の施設の撤去、撤去費用について、立地企業と事前に協議を行うものとする。

企業の撤退後については、産業導入地区の実施計画に定めた業種の新たな立地企業の誘致を図る。

9. 実施計画のフォローアップ体制の確保

市は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努めるものとする。

確認の結果、目標の達成が見込まれないと考えられる場合等、その理由や対応策について検討し、改善が図られるように努める。

10. 計画策定の留意事項

国が定めた「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」、「農村地域への産業の導入に関する基本方針」に即して実施する。

また、関係機関、地域住民等と調整を図りながら産業の導入の促進に努める。